



Lend a Hand
手を貸そう

2003年7月

クラブ アッセンブリー

(職業分類表)

会長 片平 可也

幹事 染川 周郎

吉松かわー公式訪問書(兼ねる)
2003.8.6.

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507
ホームページ www.kagoshima-w-rc.jp

ロータリーの綱領

Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service;

Second. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロー・タリーの綱領

R.I.会長の横顔	1
R.I.第2730地区ガバナーの横顔	2
会長挨拶	14
幹事挨拶	15
年間行事予定表	16
理事役員及び委員会名簿	19
クラブ概況報告	20
委員会報告	25
鹿児島西ロー・タリークラブ定款	35
細則	46
慶弔規定	58
奨学金制度要綱	59
職業分類表	60
会員名簿	70



Lend a Hand

Jonathan B. Majiyagbe
RI President, 2003-04

Prêter main-forte

Hilf auch Du

Tendi la mano

手を貸そう

이웃에 도움의 손길을

Dê a Mão ao Próximo

Una Mano Solidaria

Sträck ut en hand



2003-04年度 RI会長紹介

ジョナサンB.マジアベ ナイジェリア、カノ

2002 - 03年度	会長エレクト
2000 - 02年度	アフリカ地域ポリオ・プラス委員会、委員長
2001 - 02年度	世界問題委員会、委員長
2000 - 01年度	国際ポリオ・プラス委員会、委員
1993 - 96年度	ロータリー財団管理委員
1988 - 90年度	国際ロータリー理事

ジョナサンB.マジアベ氏は、ナイジェリアの上級弁護士であり、ナイジェリア国内で広く商法を扱うJBマジアベ・アンド・カンパニーの主任顧問です。ラゴスに生まれ、ロンドン大学を卒業しました。

マジアベ氏は、ベンチャーズ名譽団体の会員で、カノ州、暫定司法サービス委員会の元委員、元ナイジェリア法曹協会副会長であり、ならびに国際法曹協会の会員もあります。また、カノ・レバノン・クラブおよびカノ・クラブの管理委員を務めています。氏は、長年英國国教管区の宗教法顧問（チャンセラー）を務め、現在は、ナイジェリア赤十字社、カノ支部の委員長です。またカノ工商鉱農業会議所の会員もあります。

マジアベ氏は、1967年以来ロータリアンで、カノ・ロータリー・クラブの会員、元会長です。国際ロータリーの地区ガバナー、国際協議会研修リーダー、委員会委員、理事、ロータリー財団管理委員を務めました。ロータリー財団功労表彰状および特別功労賞を受賞しています。

アフリカ地域ポリオ・プラス委員会の委員長、ならびに国際ポリオ・プラス委員会の委員として、マジアベ氏は、ポリオ撲滅のための全世界での活動に貢献しました。ロータリーのポリオ・プラス・プログラムは、1985年に開始され、ロータリーの100周年である2005年までにポリオのない世界を証明する為の、国際保健機関および政府を援助する活動的な公共／民間パートナーシップです。2005年までに、ロータリーは、ポリオ撲滅活動に米貨5億ドル近くを寄付したことになります。現時点で、20億を超える子供たちが、致命的なポリオ・ウイルスの予防接種を受けています。

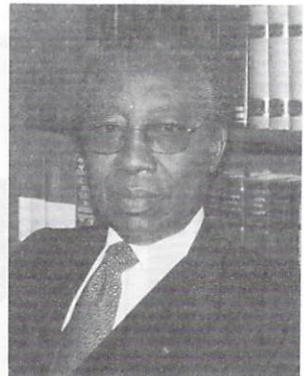
2001年10月

手を貸そう

ジョナサンB. マジアベ

国際ロータリー、会長

ビチャイ・ラクタル会長、パスト会長、親愛なるロータリアンの友人の皆さま



国際協議会はロータリーで毎年恒例の祭典であり、非常に特別な方々が出席されます。エバンストンからは、忠実で仕事熱心な事務局職員。また、世界中から、献身的なパスト会長、現職の理事ならびに財団管理委員会委員の方々がお見えになります。世界中の研修リーダーも参加されます。ご臨席のシニア・ロータリー・リーダーの中には、豊かな知識と経験を分かとうと遠路はるばる毎年参加してくださる方々もおられます。

この方々は皆、ロータリー国際協議会の最多構成員であるあなた方を激励し、支援するためにここに集われました。

あなた方とは、2003-04ロータリー年度に地区ガバナーとして奉仕するよう選ばれた男女です。あなた方とは、地区ガバナーを支援しながらロータリーの成功を推進する配偶者の方々です。私たちは皆共に、ロータリアン家族の一員です。

あなた方の多くは、この素晴らしい体験をご夫妻で分かち合われるのは今回が最初で最後かもしれませんし、一部の方々にとっては、今後出席される数多くの国際協議会のこれが最初のものであり、また国際協議会は今回が初めてではないという方も若干名おられることでしょう。

しかし、あなたにとって、これはまさしく人生の拠り所となる祭典です。あなたはここで、国際ロータリーの親睦の深さと広がりを体験し、ロータリーについて想像を超えるほど多くのことを学び、地区リーダー、ロータリー・リーダーという最もやりがいのある奉仕の任務を引き受けた者として最初の報酬を味わいます。

しかし、おそらく、この瞬間にあなた方の多くは先のことが心配で、この行事を祭典と考えることができないでおられるでしょう。いずれにせよ、あなたは途方もなく大きな責任を負うことに同意なさったのです。

めんどりが豚に向かって言った言葉を思い出します。めんどりが嬉しそうに自慢しました。「私たちは名コンビね。どうしてって、これまでハムと卵が朝の食卓にどれほど貢献してきたか考えてみればいいのよ。」これに対して、豚は悲しげに言いました。「君にとっては小さな寄付で済むだろうけれど、こっちはすべてを捧げ尽くすことを意味するんだよ。」

このような恐れは当然ですが、あなたより前に何百人のロータリアンが同じ道を通ったのですから気を楽にしてください。これらの先達の多くが、自らの知識をあなた方と分かち合うためにここに来られています。

この一週間は、つまづきの石とも、踏み台とも成り得ます。しかし、そのいずれになるかはあなた次第です。ここアナハイムで開かれる正式なオリエンテーションで、あなたは非常に和気あいあいとした雰囲気の中で、国際ロータリーとロータリー財団のプログラムについて学ばれます。

それ以上に、喜びを実感されるでしょう。

あなた方お一人お一人は各地区によって選ばれてここにおいでになりました。これはあなたに示された信頼と最高の敬意の証です。

それゆえ私は、あなたが地区ガバナー・エレクトという特別な指導者として、ロータリーの名門校に入学なさったことにお祝いを申し上げます。

あなたがここにいらっしゃるのは、親睦と奉仕がすでにあなたの生き方の機軸であり、あなたの心臓がすでに他人々への慈愛で鼓動しているからです。あなたはロータリーの理念が世界全般にいかに必要か、またロータリーがあなた独自の政治的、文化的、宗教的背景にいかに適合するかを理解しておられます。そしてこの理解から、あなたの夢と抱負が生じるのです。この理解からさらに深遠なレベルで奉仕したいという願望が湧き上るのです。

まわりを見回してください。前後左右に座っている人々をご覧になってください。今は知人として、本会議であなたの隣に座り、グループ討論であなたの向かいに座り、ディナーでテーブルを共にした人、これらの人々との関係が末永い友情へと実を結び、あなたのこれからロータリー人生を豊かなものにします。

奉仕の理想への確固たる誓約と、さまざまな背景の人々と積極的に交流しようとする態度で臨めば、これからの一週間はあなたのロータリー人生で最良の学びの機会となることでしょう。

そして来年度の課題に応じて機会を最大限活用するためには、この研修の全時間が必要であると申し上げます。

ここで2003－04年度に行われる行事の中から、ロータリー指導者として私たちの役割に影響を与えるものを2、3選んでご紹介しましょう。

- ・第一期ロータリー世界平和奨学生が卒業し、世に出て世界平和のための実践的、効果的な媒介として働き始めます。これは画期的出来事であり、各国政府、国際機関はもとより、国連さえ、交渉専門家や外交官や指導者が必要なときにロータリーに頼る日がそれだけ近づいたことを意味します。
- ・さらに、私たちの年度にロータリー100周年記念の一環として国際ロータリーは双子クラブ・プロジェクトを開始します。クラブにとっては、人道的活動を世界の他地域へと拡大する特別な機会となります。
- ・そして最後に、規定審議会が2004年に開催され、私たちが前進し続けるにあたって必要な変更について審議します。

2003－04年度はロータリー創設から100年間の最終年度を飾る心はずむ年となります。全地区ガバナーの知性、共感、指導力を余すところなく活用して、ロータリーの使命を世界中で押し進める時です。

ですから、2003－04年度にガバナーを務めるあなた方を暖かく歓迎し、特にあなたの内に奉仕と親睦の火を灯し、赤々と燃え続けさせている貢献者である配偶者の方々に心より歓迎の言葉を贈ります。

2003－04年度のロータリー指導者として、あなたはまた、ロータリアン家族の非常に重要な構成員でもあります。ロータリアン家族は120万人の会員のみならず、ロータリーの奉仕活動に不可欠な、極めて重要な支援を提供する配偶者やその他の家族の方々も含めた独自のグループです。私たちの奉仕の提携グループであるローターアクト、インタークト、ロータリー地域社会共同隊もこの幅広いロータリアン家族の一部であり、地域社会で、また世界中で人々の生活向上のために専心しています。

私たちは世界160カ国以上から集まり、数十の異なる言語を話しますが、お互いの幸せを考えるという点で共通しています。ほとんどの家族と同様に、ロータリーの家族は世界の試練に立ち向かうために力を合わせ、励まし合う聖域を提供します。心の憩いとなる伝統を提供し、私たちの先達を尊び、新入会員を暖かく迎えようとする場です。

私たちのクラブは、ロータリアン家族の中核となる場です。だからこそ、来年度、すべてのクラブにロータリアン家族委員会を結成して、温かさと思いやりのある雰囲気を作り、育む方法をさらに多く見出して頂くようお願いするつもりです。

これを行う方法の1つは、私たちの思いやりの心を示す対象を各ロータリアンだけでなくロータリアンの配偶者と子供たちにも拡大することです。ロータリー世界の至るところで若い会員は、ロータリーのために費やす時間と家族のための時間が鎬を削っているとは感じたくないと言います。もし私たちが親睦と奉仕の行事に家族を加える機会を支持するなら、この葛藤はなくなります。このような家庭的な思いやりの雰囲気の中で、ロータリアンの逝去はロータリーと亡くなったロータリアンの家族との関係の終焉であってはなりません。ロータリアンの遺族をロータリー後援の行事に招く機会は十分にあります。

ロータリアン家族委員会は、クラブ内で家庭的な雰囲気を培うさらに多くの方法を見出すのを手助けしてくれるでしょう。なぜなら、そのような雰囲気はクラブの外での善行を可能とするからです。ロータリアン家族委員会はまた、会員増強という私たちの継続的な使命を応援してくれます。私たちは、新会員の勧誘になかなかに長けていることが会員増強キャンペーンで十分実証されています。しかし、退会防止については、まだすべきことがあります。そして、この仕事は必須です。ロータリーは献身的で、知識が豊かで、成熟した会員が頼りだからです。

会員の勧誘と退会防止について考えるとき、私たち自身がなぜロータリーに入会したのかを思い出すと役立ちます。私たちがクラブに入会したときの願いは何だったでしょうか？当時何を考えていたかを思い出すと、新会員が周囲に歓迎され、参加していると実感できるようにするにはどうしたらよいかが分かります。私たちの大半は、他者を援助したいがために入会しましたが、自分一人だけで行いたくなかったので、ロータリーに入会したのも確かです。「一人で何ができるか？」と私たち皆が自問したから、ロータリーに入会したのです。

ロータリーでは、私たちは決して一人きりである必要はありません。私たちは、人々は必ずしも苦しむ状況に置かれる必要はないはずだと信じる120万人の一員なのです。

ですから、私たちがクラブの親睦に力を注ぐのであろうと、困っている人々のために活動するのであろうと、人は皆、誰かが思いやってくれることを知ることによってより強くなり、世界に直面する力を得られるのです。

哀れみは私たちの組織のエンジンを動かす燃料だと言ることができます。そして、この燃料が決して切れることがないのは幸運です。実際、これは使えば使うほど、いっそう湧いてくるものです。

そして、哀れみの心こそ、世界中でロータリーを著名にしている崇高な目標を追求するために私たちに全面的に必要なものです。

この崇高な目標とは何でしょうか？飢える者に食糧を与え、裸の者に衣服を与え、家のない人々に簡易住宅を与え、病人を慰め、高齢者の世話をすること。つまるところ、人間同士として援助と慰めをもって他者に近づくことです。

苦境にある人を援助したいという単純な願望は、万人の心にあると私は信じています。私たちはロータリアンとして、きわめて自然に振舞っているに過ぎません。

私たちは感じるところに基づいて行動します。

突然の大災害が予告もなく社会を急襲したとき、この反応がどれほど自然で、あたりまえで、単純であるか考えてみてください。

1995年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2の大地震が日本の神戸市を襲いました。6,279人の命を奪い、19万2,706戸の住宅を破壊した大惨事でした。警告もなく無慈悲に襲いかかった災害でした。

しかし、地震が発生した時、ロータリアンは援助のために現場に駆けつけました。地域に根ざしたクラブの世界的ネットワークという素晴らしい構造を持つ私たちは、援助の手を貸す絶好の立場にありました。

1998年10月ハリケーン・ミッチが時速180マイルの突風で中米を襲いました。海岸地方を破壊し、ホンデュラス、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ全域で大洪水を引き起こしました。最終的に、11,000名の死者と数千人の行方不明者を出し、数十万人が家屋を失いました。

ここでも再びロータリアンは救助にかけつけました。災害直後からロータリアンは食糧、衣服、毛布、緊急簡易住宅などの生存手段を被災者に提供しました。何ヶ月も後になっても、ロータリアンはまだそこで、ハリケーンの暴風雨や洪水で押し流された建物や人々の生活の再建に力を尽くしていました。

2001年9月11日、世界中の人々はハイジャックされた4機の旅客機が、ニューヨーク市のワールド・トレード・センター・タワー、首都ワシントンの国防総省ビル、そしてペンシルバニア州の農村部に墜落するのを恐怖と信じられない思いで見つけました。

そこにも、ロータリーがいました。打ちのめされるような悲しみと衝撃にもかかわらず、ロータリアンは被災者と遺族の救済のため、ただちに作業にとりかかりました。ロータリアンはまた、互いに手を差し伸べ合いました。ロータリー世界のあらゆる言語で書かれたメッセージが世界本部に届きました。これらは心痛と同情を示すとともに、親睦と奉仕によって団結した平和な世界というロータリーのビジョンへのより深い献身を表現するものでした。

翌年、何万人もの難民がアフガニスタンの紛争と不安定を逃れ、安全を求めて隣国パキスタンにやって来ました。家族全員が小さなテントにすし詰め状態で暮らし、人々の生存は、厳しい地形を超えて何とか持ち運んできたわずかな所有物にかかるっていました。砂漠の冬の厳しい寒さがすでに幾多の試練を耐え忍んできた難民にふりかかったとき、食糧、水、暖かい衣服—これらのいずれも手にしていなかったのです。

そこにも、ロータリーがいました。「超我の奉仕」の理念で団結したさまざまな国籍、文化、言語、宗教のロータリアンが一団となって必需品を配りました。これらは、世界中のロータリアンが寄付によって提供した物資でした。

こういう災害は、人災であっても天災であっても、アドレナリンの分泌を急増させます。生存者はそれを実感しますし、現場に救援に駆けつける者もそうです。

活発に分泌されたアドレナリンが、仕事をやり遂げるエネルギーを提供します。それが一昼夜働き続けることや、個人的に大きな危険がある地域に行くことを意味するとしても。

これが人間性の典型です。同じ人間として、生死にかかわる状態にある人を見ると、手を貸して安全な場に引き上げようとします。

ところが、進み具合がゆっくりでも、破壊力の劣らない他の災害については緊急性を感じにくいのは興味深いことです。

貧困、非識字、病気などの災害です。洪水、ハリケーン、地震に対する救援を協力して提供したと同じように、来年度、私はロータリアンに力を合わせてこれらの致命的な悪に対する救援を提供するようお願いするつもりです。

貧困は災害です。この災害を南アフリカの元指導者ネルソン・マンデラ氏は、「人間の尊厳に対する最大の襲撃の一つ」と呼びました。マンデラ氏は「襲撃」という言葉を安易には使いません。

世界の最も貧しい地域では、貧困の光景から逃れることはできません。衣服がないためにぼろ布をまとった男女、あまりの空腹に遊びまわる元気すらなく、ものうげに目で宙を見つめる子供たち、壊れたなべに汚れた水をいれる人々。しかし、豊かな国々にも貧困があることを忘れないようにしましょう。比較的目につきにくいだけのことです。世界のどの地域社会にも、空腹を抱えて床につく人、寒さに凍える人、貧しさゆえに絶望を感じている人々がいるのです。

私たちはこれら何百万人の人々にも手を差し伸べて、安全なところに引き上げなければなりません。

ロータリアンは非常に多くの方法で貧しい人々を援助することができます。私たちが着なくなった服を提供するような簡単なことがあります。小口金融プロジェクトを支援して、働いて家族を養うことを何よりも望む勤勉な人々の起業努力を助けることもできます。

また、貧しい人々を助ける最も効果的な方法の1つは教育です。

非識字という災害は荒地に何百人という捕虜を囲い、逃れる希望を与えません。基本的な読み書きと計算の能力がなければ、誰しも冷酷な貧困の縄目を断ち切ることができないのです。

教育の問題を取り上げるとき、私たちは女性と少女たちに特別な注意が必要なことに留意しなければなりません。発展途上国の至るところで、女性は男性よりも識字率が低く、その理由は、教育機会を与えていないために他なりません。私たちはこうした機会を女性に与えなければなりません。それは、世界中で女性が主に育児の責任を担っており、読み書きのできる女性は、子供たちを読み書きができるように育てるからです。

教育を受ける機会のない男女や子供たちにとって、人生は、毎秒毎分が生存のための苦闘であり、将来のための計画など立てるゆとりはありません。

私たちはこれらの何百万人もの人々にも手を貸して、安全なところに引き上げなければなりません。

できることは山ほどあります。すべての地域社会で、全体的な識字率のいかんにかかわらず、学校と子供たちは援助を必要としています。ライトハウス識字率向上プログラムのような包括的なプログラムを通して人々に読み書きを教えるほかに、子供たちに個人指導を行ったり、本のない人々に本を提供したり、教師の補助をしたり、貧しい地域に移動図書館を巡回させたりすることによって、私たちは識字率の向上に貢献することができます。

貧困に立ち向かうのに、教育ほど優れた武器はありません。そして、教育は、貧困がもたらす最大の悲劇の一つであり、私たちの活動の焦点とされるべき最後に残った人災、すなわち、まともな医療を受けられない人々の苦しみと立ち向かうためにも必須です。これらの人々の多くは予防可能な病気や症状で苦しんでいるのです。

保健の問題を考えるとき、私たちはまず病気について考えます。世界中で、ロータリアンは病気と闘っています。私たちの最も大掛かりな活動はもちろんポリオ・プラスです。しかし、クラブや地区は、世界中でマラリア、糸状虫病、狂犬病、エイズなどの病気に対する闘いが遅々としてなかなか進まない状況にも応えています。

健康とは単に病気にかかっていない以上のことと意味すると私たちは知っています。保健とは優れた栄養です。保健とは予防可能な病気に対する予防接種を受けられることです。保健とは歯科衛生や歯科治療を受けられることです。保健とは、口蓋裂や手足の奇形、心臓障害を矯正する現代的な外科手術を受けられることです。保健とは優れた妊婦・胎児のケアです。

しかし、この世界ではあまりに多くの人々が自力でやって行く、最善を祈るだけの状態に取り残されています。このような状態だからこそ、ある国では乳幼児の10人に1人が死亡するのです。別の国では乳幼児死亡率は1,000人に1人未満であるのにもかかわらずです。ある国では平均寿命が70歳をはるかに超えており、別の国では50歳の誕生日を迎えることのできる人は稀です。

私たちはこれらの何百万人もの人々にも手を差し伸べて、安全なところに引き上げなければなりません。

私たちにできることは非常に多くあります。まず何よりも、私たちはポリオ・プラスへの焦点を失ってはなりません。ポリオ・ウイルスが世界の極貧地域で最後の抵抗をしているのは偶然ではありません。20年前、私たちは厳かな約束をしました。そしてこれから数ヶ月のうちに、この約束を守らなければなりません。

私たちに援助できることは他にもあります。地元の病院に救命のための現代的な機器を整備すること、命の贈り物プログラムで子供たちを都市部に運んで心臓手術を行うこと、遠隔地に医師や歯科医を派遣すること、など。

飢餓、貧困、非識字、病気、不健康、これらは何百万人もの人々に降りかかっている災害であり、私たちは荒れ狂う洪水から人を引き上げるのと同じくらい緊急に、人々に手を差し伸べ、安全を確保しなければなりません。

この他にも、ただちに力強い行動を行うべき理由があります。

ここにおられる皆さんには、飢餓、貧困、無知が絶望を生むということを今更申し上げる必要はありません。そこには怒りも生まれます。残酷な世界の不公平に対する怒りです。そして、戦争にもってこいの土壌をつくるのは、この絶望感と怒りなのです。

戦争に対する擁護は、皆に行き渡るほど十分にはないから、自分たちの分け前のために戦わなければならぬ、というものです。戦争に対する擁護は、慈愛は死滅しているから、生き残るために憎むことが必要だ、というものです。戦争に対する擁護は、人の命はあまり価値がないため、命を無駄にしても影響はない、というものです。

ロータリアンとして、私たちはこうした主張を論破しなければならないことをわきまえています。そして、可能な限りの手を尽くして、私たちはこれを論破します。

来年度、世界を悩ます多くの災害に団結して対抗するにあたって、あなたと私は世界中のロータリアンを導きます。これはあまりにも大きな課題であり、多くの複雑な要因がからまっています。

しかし、この年度の私たちのテーマは単純明快で、人のニーズに直面したときにつべてのロータリアンが感じる自然な衝動を表現しています。

2003－04年度に、私はすべてのロータリアンに、手を貸すようお願い致します。

この言葉は、私たちに共通の基本的な本能を表現しています。親睦と奉仕で、他者に手を差し伸べること、クラブで、職場で、地域社会で、そして世界で、どこであろうと必要なところで手を貸すことです。

私たちは赤貧を緩和するために手を貸します。

読み書きのできない人を教育するために、手を貸します。

病気の災いを和らげるために手を貸します。

ロータリアン家族すべてに親睦の手を貸します。

私たちが力を注ぐ対象が私たちのクラブ内であっても、世界を半周した地域の人であっても、個人的に関与することが常にロータリアン奉仕の基本です。私たちが手を貸すとき、私たちはこの個人的な関与に重点を置いており、私たちは人類が一つであることを謳歌しているのです。恵まれない兄弟姉妹を喜んで援助する態度と意欲で力を合わせれば、1つの手は無数の手となり、ロータリーの援助の手が成し遂げることは無限です。

ドリーム・チームのメンバーの皆さん、さらに多くの善を為し、手を貸すことを決意して、世界に出て行きましょう。なぜなら、病気、困窮、荒廃から人々を引き上げる手は素晴らしいものだからです。

親愛なる同僚ロータリアンの皆さん

今の私たちの世界では、幾百万という人々が、貧困のどん底生活をしているのです——彼等の胃袋は空っぽです。彼等の胸には絶望以外なものもありません。世界の最も貧しい国々では、男も女も着るものが無くて文字通りボロをまとうっています。子供達はハダカで走り回り、そのやせ衰えた身体は栄養失調の典型です。健康管理にも教育にも全く無縁ですから、病気と無知にさいなまれ、次の世代も、よりよい暮らしへの希望など全く持てずに育ってゆくのです。

これが世界中途上国のどこでも見られるありふれた不気味な筋書きです——こういうことは多くのロータリアンがよく知っています。多年にわたってロータリー・クラブや地区は、人々が食糧、衣料、住居に事欠く地域で発生する深刻な問題に取り組んで来ました——清潔な水、学校、診療所等はもちろんのこととして……。

貧困にも色々違った顔があります。私の祖国アフリカでは、貧乏神は悲惨な顔を見せていました。比較的恵まれた国では、貧乏神はしばしば顔を隠していて、実際にそれが存在しても、無視されたり、存在 자체が安易に否定されたりもします。しかし世界中殆ど何処の地域でも、そこは人々にとって深刻な何かを抱えている家宅なのです。私はロータリアンの皆様にお願いしたい……目を開いて周囲を見回し、住居、健康管理、食糧、その他生産的生活の基本に事欠く人々の問題に同情をよせ、実際的効果があがるように取り組んでくださいと。

大部分のロータリアンは比較的快適に暮らせる幸運に恵まれていますが、今日の「地球村」では、戦争、飢餓、自然災害の影響がこの惑星上の至る所に止めどもなく押し寄せ、平和な世界への道をふさいでいます。かくも多くの世界に起こる騒動に火をつけ更に油をそそぐのは、貧困から生まれる絶望なのですから、いやしくも私達が平和という究極のゴールに到達しようとするなら、私たちロータリアンはまず希望を与えるなければなりません。2003-04年度、私はロータリアンの皆さんに、真っ正面からこれに挑戦して貧困を減らすことを一番の目標とされるようお願いします。

この運動の重要な戦略は女性に対する教育でなければなりません。途上国世界の大部分を通じて識字率は女性の方が男性よりも高いのです。こういう教育資産の不均衡から、一般的に子供の教育に対する女性の責任が軽視されることになります。読み書きできる女性は、その技量を子供たちに伝え、そして次の世代がまた更に高い識字率を身につける様になる事は間違いないでしょう。

私たちはまた、小口金融プロジェクトによって貧困と戦うことが出来ます。これは小規模の新規事業を立ち上げようとする場合——主として女性ですが、多くの場合通常の融資になじまぬ人に、小額金融の道をつけるものです。たとえUS100ドルの少額でも、こうした駆け出しの素人起業家達は、貧困の悪循環を断ち切って家族を養うことが出来るようになります。小口金融が成功すればその成果として地域社会全体が、何もないハダカ暮らしから明るい未来へ向かって希望の持てるものに変わっていくのです。

2003-04年度、国際ロータリーは、ロータリー百年祭の一環として双子クラブのプロジェクトに着手します。このプロジェクトは、貧困が私たちの世界に引き起こしている惨事を少なくしよう、ということで提携するクラブに絶好の機会を与えるものです。世界社会奉仕とロータリー財団の人道的補助金を通じて、私たちは苦しみをいやし、希望と安定と、平和への新しい機会をもたらすべく、海を越え国境を越えて仕事が出来るのです。

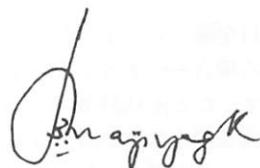
もしロータリアンが貧困とそれによって生ずる数々の悪影響を緩和することに成果を上げようとするな

ら、私たちの組織を強化し会員増強を推し進めなければなりません。私は2003－04年度において、根源的な会員増強という焦点をはずしてはならぬと確信しています。また新しい会員を引き入れても私たちが何もせず、彼等を活動的にし有意義なプロジェクトに巻き込む事を怠っていては意味がありません。私たちは彼等をクラブに馴染ませ、彼等が親密で頼りになるロータリー家族の一員であると感ずるようすべきです。

更にまた私たちは、資格の有る男女とロータリーを分かち合う責任をないがしろにしてはいけません。この点に関して特に私は、クラブがもっと女性会員を増やす様に奨励したいと思います。事業や専門職に従事する女性指導者の数は急速に増え続けていますが、ロータリーにおいては悲しむべきほど少ない数です——女性は全会員の10%にも満たないので。そして20以上の国々のクラブではまだ女性会員が一人も居りません。1989年以降ロータリーに加入した女性たちは会員数の維持、下振れ防止の力となり、クラブの奉仕活動を大いに強化し、そして国際ロータリーに対してもまた同様目覚しい貢献をしました。この最初の10年間に女性会員が果した有益な役割を認めて、2001年の規定審議会とRI理事会は、両性クラブの推進を奨励する事にしました。実際に国際ロータリー細則には、いかなるクラブも性別によって会員を制限してはならぬと具体的に明記されています。今や適格な女性を積極的に探し求めて会員に迎え入れることは、クラブ・レベルにおける会員の義務です。

2003－04年度、私たちを奉仕の道に導くために、私は全ロータリアンに手を貸そうと呼びかけています。これは単純なテーマではありますが、しかしロータリー奉仕の真髄を雄弁に語るテーマだと確信します。ロータリアンとして私たちは、地域社会やまた世界に対して常日頃、手を貸しています。私たちは私たちのクラブ会員や、また海外にあってその地域社会の問題に取り組み援助を求めている同僚ロータリアンに手を貸しています。この単純な仕草が時として一人の人間の人生を変える要件のすべてともなるのです。またそれとは違って、一本の手が多数の手となることだってあります……ロータリアンが互いに協力し合ってボリオを根絶させたり、識字率を向上させたり、低価格住宅を供給したり、また紛争を解決し、数多くの人々の苦しみを和らげたり……と言うことになるのがそれです。どこにあっても必要とあれば助けてあげる、というのが私たちロータリアンの本性です。そこで2003－04年度、私はロータリアンの皆さんに、手を貸そうという機会を更に多く、自ら進んで探し出すようお願いします。

さあ皆さん、助けてあげねばならぬ私たちの兄弟姉妹に、進んで私たちの手を差し伸べて、2003－04年のロータリー年度を始めましょう。相共に働き続ければ、ロータリー援助の手に、これでおしまいということはあり得ません。



ジョン・B・マジアベ
2003-04年度国際ロータリー会長

あなたのクラブに手を貸そう

会員組織の強化を助けて：クラブの全会員に対し、彼等がグループにとって重要な貢献をするのになくてはならぬ一員であることを感じさせ、組織維持に専ら力を集中してください。会員たちの福祉に関心を示し、病気やその他の問題で悩んでいる会員に援助の手を差し伸べ元気づけてやってください。亡くなった会員の配偶者には絶えず親身になって接し、彼等がロータリー家族の一員として留まってくれる様にしてください。

あなたの天職に手を貸そう

高い倫理規範を保持し他の人々にもそうさせることによって：あなたの専門的知識や技術を生かして、それを必要としている人々を助けてください。若年労働者たちを指導し、職業において向上する様援助してください。退役者に職業技能を伝授し、自由の身になった暁に実りある生活を送れる様備えさせるプログラムを開発してください。

あなたの地域社会に手を貸そう

極度の窮乏に瀕している人々を助けて：食糧、衣料、住居を供給し、貧困社会層みんなの生活の質を改善し、危険な状態におかれている子供たちにより良い人生のスタートを切らせる様なプロジェクトを開発してください。識字能力を高めることに努め、職業訓練を施し、失業している大人たちが収入のある仕事に就けるだけの技能を身につける様援助活動を推進してください。

世界に手を貸そう

文化、民族、宗教の異なる全ての人々に手を差し伸べることによって：あまりにも多くの人々を苦しめ、また平和への道を妨げているどん底の貧困を少なくする為に、国際ロータリーとロータリー財団の諸事業を通じて尽力してください。女性教育、人口問題への取り組み、小口金融プログラムの策定、世界における最貧困層に対する基本的生活条件構成のための援助、という諸事業を完遂するために、あなたの双子クラブに参画してください。



2003-04年度
国際ロータリーテーマ

手を貸そう

2003～2004年度 第2730地区ガバナー

吉松 成人

生年月日 大正14年7月14日

現住所 宮崎県都城市蔵原町5街区29号

本籍地 宮崎県宮崎市昭和町1番地



学歴

- | | |
|---------|------------------|
| 昭和22年3月 | 第七高等学校理科甲類卒業（旧制） |
| 昭和23年4月 | 熊本医科大学入学（旧制） |
| 昭和27年3月 | 同校卒業 |
| 昭和32年3月 | 医学博士の学位を受ける |

職歴

- | | |
|---------|---|
| 昭和28年5月 | 熊本大学医学部第2外科学教室に入局 |
| 昭和35年1月 | 国立都城病院外科院長に就任 |
| 昭和39年6月 | 現住地にて吉松病院外科病院を開業し、その後医療法人明成会吉松病院に改組し現在に至る |

ロータリー歴

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 所属クラブ | 都城中央ロータリークラブ（認証年月日 昭和61年4月30日） |
| 入会日 | 昭和61年4月10日（1986） |
| 職業分類 | 外科医 |
| 1983～1989 | クラブ会長 |
| 1997～1998 | 宮崎県南部分区代理 |
| 1987 | ポール・ハリス・フェロー |
| 1997 | マルチプル・フェロー |
| 1999 | 米山功労賞 |
| 2000 | ベネファクター |
| 2002 | 国際ロータリー第2730地区 ガバナー・ノミニー |
| 2003 | “ ガバナー・エレクト |

国際ロータリー第2730地区 2003～2004年度 地区活動方針

ガバナー 吉松 成人

ジョナサンB.マジアベRI会長による2003～2004年度国際ロータリー・テーマを基本として、次の事項を地区活動の基本方針とします。

1. 2003年～04年度 国際ロータリー・テーマ「手を貸そう」

全てのロータリアンに、手を貸すようお願い致します。

この言葉は、私達に共通の基本的な本能を表現しております。親睦と奉仕で、他者に手を差し伸べることこれはクラブで、職場で、地域社会でそして世界で、どこであろうとも必要なところで手を貸すことです。

私達は貧困を緩和するために手を貸します。

読み書きの出来ない人を教育する為に、手を貸します。

病気の災いを和らげるために手を貸します。

ロータリアン家族すべてに親睦の手を貸します。

以上が今年度のRIのテーマの趣旨ですが、これ等貧困、非識字、病気等は社会奉仕委員会、国際奉仕委員会特に世界社会奉仕委員会にて対応する必要があり、更に今後はエイズ問題も重要な課題となりますので、これも社会奉仕委員会にて対応すべき問題と考えます。RI会長エレクトが言われる「ロータリアン家族委員会」も親睦を意味し、当地区に設置したいと考え、各クラブにも設置をお願いします。更に我々の多くの手を貸すことにより、病気、困窮、荒廃から人々を救済する為のロータリアンの手と致しましょう。

RI会長エレクトはこれ等は世界社会奉仕(WCS)とロータリー財団の人道的補助金を通じて、これを行いたいと言っておられます。

2. ロータリーの綱領と理解と推進

我々ロータリアンはロータリーの奉仕活動については、ロータリーの綱領の推進が我々の基本であり、又ロータリーの使命でもあります。この為にロータリーの綱領について皆で深く探し、これを実践に移しましょう。

3. ロータリー財団への寄与

①ロータリー財団一人当たりの寄付目標額を米貨100ドルとし、この100%目標達成に努力しましょう。この為に各クラブに対しこの目標を達成の為のクラブ独自の目標を立てる様要請します。

②ポリオ撲滅募金キャンペーンに対しては、2005年の国際大会で撲滅宣言が出来る様に協力をします。これに関し世界で\$8,000万が必要で、日本はその2割の\$1,600万の寄付が必要ありますが、これは昨年度より3年間で寄付することになっており、今年度もこれに協力しましょう。

③これらによって我々の地域社会更に、世界の人々に広く我々の手を貸しましょう。

4. 米山記念奨学会への協力

2001年度の当地区の個人平均寄付額は、全国順位も下位の方であり、又、地区別寄付額も同様であります。この為に各クラブの普通寄付の増額、周年記念特別寄付や米山ランチ等を設置することにより各クラブの協力を更にお願いしたい。

5. 会員増強と退会防止

ロータリーの将来は、各クラブの退会防止と新会員の勧誘増強活動にかかるてあります。各クラブが会員増強の目標を設定し、それを達成させる為の活動計画を立てる様に要請します。それと同時に退会防止にも力を入れねばなりません。これはロータリーにおける目的と誇りを再認識すると同時に、クラブを再び刷新し活性化することになるからです。会員の増加は、「手を貸す」人の手が増える事を意味するからもあります。

6. 地域社会における環境保全について

動物保護、清掃、美化キャンペーン、清浄な大気、エネルギー資源の保護助成、緑化、騒音減少、再生利用(リサイクル)、土壤保護、有害廃棄物の処理、資源の節約、水質管理等この中の一つでも推進し環境保全に「手を貸す」プログラムを実行しましょう。

この為に地域保全小委員会を社会奉仕委員会の中に設置します。

7. ポリオプラス及びエイズに対する対策

- 1) ポリオ撲滅運動の完遂
- 2) エイズの驚異
- 3) 安全な飲料水の不足問題
- 4) 妊娠前後のケア及び栄養問題
- 5) ポリオプラスで取り残しになっている「プラス」へのワクチン供与の奨励

これ等5つは重要事項と考え、これらに関して関心を持ち、海外発展途上国への援助、又、地域社会への啓蒙運動を実施する。

会長挨拶

片 平 可 也

2003～2004年度の鹿児島西ロータリークラブの会長を務めることになりました。

歴代の会長にくらべて、誠に浅学非才の身であります、西RCの名誉を汚すことのないよう努力を致す所存です。

優秀な染川幹事さんの御協力を得ることができて幸いです。又、熱心な役員、理事、委員長さん達、御理解のある会員の皆様方、この1年間温かい御支援と御協力を賜りますよう、心から御願い申し上げます。

本年度国際ロータリーのテーマは、“Lend a Hand”「手を貸そう」です。

RI会長ジョナサン・マジアベ氏は、2003～04年度はロータリー創立から100年間の最終年度です。親睦と奉仕で、他者に手を差し伸べること、クラブで、職場で、地域社会で、そして世界で、どこであろうと必要な所で手を貸すことと方針を示しておられます。

吉松ガバナーの要望事項として

1) ロータリアン家族委員会の設置；

RI会長のテーマの一つであり、地区委員会にも新しくこの委員会を設置するので、各クラブにおいてもこの委員会を設置して頂きたい。これは新しく委員会を作ってもよく、親睦委員会と併設してもよいと考える。これを設置して、ロータリアンのすべての家族、又、ロータークト、インタークト、死亡ロータリアンの家族も含め、親睦と相互理解と扶助の絆を増進し、その家族を大切にするのが目的だと解釈します。クラブで新しい委員会を作る場合は、クラブ細則の変更が必要です。

2) 効果的なロータリークラブとなるための4つの要素；

①クラブの会員基盤を維持し、充実すること。

②地元地域社会及び他国の地域社会のニーズを取り上げた成果溢れるプログラムを実施すること。

③プログラムへの参加と資金寄付の両面を通じてロータリー財團を支援すること。

④クラブレベルを越え、ロータリーにおいて奉仕することができる指導者を育てる

過年度は、当クラブから海江田卓ガバナーをおくり出し、玉川哲生実行委員長はじめ会員全員参加のもと、最大のイベントであった地区大会も成功裡に終了し、又、当クラブの創立40周年記念大会も、太原春雄実行委員長はじめ、会員皆様方の友情と御協力を得て、盛会に開催されました。

やがて、吉松成人ガバナーの公式訪問（8月6日）や観月会、そして年次大会【今年は都城で10月17日（金）、18日（土）】へと進みますが、皆様多数の御参加を切に御願い致します。

幹 事 挨 捭

染 川 周 郎

本年度の幹事を務めさせていただくことになりました。

これまで諸先輩方が嘗々として築いてこられた当クラブの歴史と伝統に改めて思いを致す時、果たして自分がそのような任務に耐え得るのかと不安と戸惑いを感じざるを得ないというのが偽らざるところです。

しかしながら、一旦お引き受けしました以上職責を全ういたすべく微力を尽くして参ります。

昨年度は、当クラブにとりましては海江田ガバナーを擁して地区大会、創立40周年記念行事の遂行とまさに歴史的な1年でございました。

それだけに、新たな出発の年となります今年度は別の意味で極めて重要であることは申すまでもありません。ロータリーの原点を見つめ直し、会員の皆様が等しくロータリアンであること、鹿児島西クラブの会員であることに意義を見い出す年度にいたしたいと念願しております。

片平会長の意とされるところを良く実現すべく幹事としての職務に精励する所存でございます。

会員の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を心からお願い申し上げます。

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表 (年間) 2003. 7. 1～2004. 6. 30 (上期)

5. 25 地区協議会 (都城)

特別月間	月	日	例　　会	理　　事　　会	1 0 0 万 ド　　ル	学習会・RAC／プロ バス例会	そ　の　他
識字率向上月間	7月	2	クラブ協議会			3 RAC例会(649回)	2 会長経験者会
		9	会員 海江田 卓君	○ ○		7 学習会(297回)	
		16	クラブ協議会・G補佐訪問			10 プロバス例会(67回)	10 市内会長・幹事会
		23	インフォーマル・ミーティング			17 RAC例会(650回)	
		30	クラブ協議会(決算・予算)(2000回例会)				
会員増強拡大月間	8月	6	がバナー公式訪問			4 学習会(298回)	2～3 IA年次大会(都城)
		13	お盆・休会			7 RAC例会(651回)	
		20		○ ○		14 プロバス例会(68回)	
		27				21 RAC例会(652回)	
						RA/PB/RC懇親会	加世田RC訪問
新世代のための月間	9月	3	クラブフォーラム(新世代)	○ ○		1 学習会(299回)	4 市内会長・幹事会
		10	ファイヤサイドミーティング(観月会)			4 RAC例会(653回)	6 職業選択フォーラム 片平杯ゴルフコンペ
		17				11 プロバス例会(69回)	職業奉仕委員長会議
		24				18 RAC例会(654回)	クラブ奉仕委員長会議 報道関係との懇談会
職業奉仕・米山月間	10月	1	クラブフォーラム(職業奉仕)			2 RAC例会(655回)	
		8		○ ○		6 学習会(300回)	
		15	職場訪問			9 プロバス例会(70回)	職場訪問
		22				16 RAC例会(656回)	
		29	クラブ協議会(地区大会・報告)				17～18 地区大会(都城)
R財団月間	11月	5	クラブフォーラム(ロータリー財団・米山)	○ ○		6 RAC例会(657回)	6 市内会長・幹事会
		12				10 学習会(301回)	IA・職業選択フォーラム
		19				13 プロバス例会(71回)	会長経験者会
		26				20 RAC例会(658回)	
	12月	3	G補佐訪問			1 学習会(302回)	片平杯ゴルフコンペ
		10	年次総会	○ ○		4 RAC例会(659回)	
		17	クリスマス家族会			11 プロバス例会(72回)	
		24				18 RAC例会(660回)	
		31	休会				

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表 (年間) 2003. 7. 1~2004. 6. 30 (下期)

特別月間	月	日	例　　会	理　　事　　会	1 0 0 万 ド　　ル	学習会・RACプロバ ス／例会理事会	そ　の　他
R理解推進月間	1月	8	市内クラブ合同例会(7日を変更)			5 学習会(303回)	市内会長・幹事会
		14	クラブ協議会(上期報告・下期計画)			8 RAC例会(661回)	市内RAC合同例会
		21		○ ○		8 プロバス例会(73回)	新入会員との懇親会
		28				15 RAC例会(662回)	
世界理解月間	2月	4	クラブフォーラム(国際奉仕)	○ ○		2 学習会(304回)	
		11	休日休会			5 RAC例会(663回)	IM
		18				12 プロバス例会(74回)	RI創立記念日
		25				19 RAC例会(664回)	RA全国大会
R雑誌月間	3月	3	R賞贈呈式			1 学習会(305回)	市内会長・幹事会
		10		○ ○		4 RAC例会(665回)	早朝清掃
		17				11 プロバス例会(75回)	8~9 PETS
		24	城西RC・サザンウィンドRCとの合同例会(東急イン)			18 RAC例会(666回)	11~17 世界RA週間
		31					世界RAの日
R親睦活動月間	4月	7	クラブフォーラム(会報・雑誌)			1 RAC例会(667回)	西RC創立記念日
		14		○ ○		5 学習会(306回)	3 クラブ合同コンペ
		21				8 プロバス例会(76回)	・新世代のためのロータリー会議
		28				15 RAC例会(668回)	・ライラ
R親睦活動月間	5月	5	休日休会			6 RAC例会(669回)	市内会長・幹事会
		12	クラブフォーラム(出席・親睦)	○ ○		10 学習会(307回)	25 地区協議会
		19				13 プロバス例会(77回)	
		26	クラブ協議会(地区協議会報告)			20 RAC例会(670回)	片平杯ゴルフコンペ
R親睦活動月間	6月	2				3 RAC例会(671回)	23~26 国際大会(大阪)
		9	ファイヤサイドミーティング			7 学習会(308回)	
		16	クラブ協議会	○ ○		10 プロバス例会(78回)	
		23				17 RAC例会(672回)	
		30	クラブ協議会				

『学習会』日程表 (2003・7~2004・6)

☆開始時間 午後6時30分

☆委員構成 委員長 中園 雅治 副委員長 若松喜八郎
高山 義則 森 俊英

☆場 所 ワシントンホテル2階チャイナテーブル

予定日	テーマ	司会・進行係	ゲスト発言者
7・7(月) 297回	RIテーマ 「手を貸そう」	中園 雅治 岩田 泰一 副会長	片平 可也 会長 染川 周郎 幹事
8・4(月) 298回	会員増強・拡大月間	若松喜八郎 加藤 一徳 会員増強委員長	中村 英幸 会員選考委員長 坂木 貞剛 職業分類委員長
9・1(月) 299回	新世代のための月間	高山 義則 角園 征治 新世代委員長	大迫 剛 RAC委員長 藤安 秀一 IAC委員長
10・6(月) 300回	職業奉仕月間 ボランティア 米山月間 (11月に学習)	森 俊英 徳留 忠敬 職業奉仕委員長	板木 泰文 ボランティア委員長
11・3(月) 301回	ロータリー財団月間	中園 雅治 竹下 洋 R財団委員長	江口 清隆 副幹事・米山奨学会 委員長
12・1(月) 302回	上半期を振り返って	若松喜八郎 中園 雅治	岩田 泰一 副会長 染川 周郎 幹事
1・5(月) 303回	ロータリー理解推進月間	高山 義則 原 正親 広報委員長	岩田 泰一 副会長・R賞推薦
2・2(月) 304回	世界理解月間・国際奉仕	森 俊英 川畑 宏二 国際奉仕委員長	
3・1(月) 305回	社会奉仕	中園 雅治 須田 正己 社会奉仕委員長	
4・5(月) 306回	ロータリー雑誌月間	若松喜八郎 松田 健一 会報雑誌委員長	諫訪園 隆 プログラム委員長
5・10(月) 307回	出席と親睦	高山 義則 濱崎 一郎 出席委員長	西川 明寛 親睦委員長 内村 二郎 SAA
6・7(月) 308回	一年間を振り返って	森 俊英 片平 可也 会長	岩田 泰一 副会長 江口 清隆 副幹事

☆ 入会3年未満の方

☆ ロータリーをもっと勉強したい方
☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方

} ぜひご出席ください！！

鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

2003/7~2004/6

(役員・理事) 会長	片平 可也	(役員・理事) 副会長	岩田 泰一
(役員・理事) 幹事	染川 周郎	(選出・理事) 副幹事	江口 清隆
(選出・理事) 職業奉仕委員長	徳留 忠敬	(理 事) 直前会長	水流 洋
(選出・理事) 社会奉仕委員長	須田 正己	(役員・理事) 会場監督(SAA)	内村 二郎
(選出・理事) 新世代委員長	角園 征治		副SAA 小林 勉
(選出・理事) 國際奉仕委員長	川畑 宏二		副SAA 竹下 威
(役員・理事) 会計	佐伯 壽郎		

委員会	委員長	副委員長	委員															
クラブ奉仕委員会	岩田 泰一		加藤 一徳	中村 英幸	坂木 貞剛	濱崎 一郎	西川 明寛	中園 雅治	松田 健一	諫訪園 隆	原 正親							
会員増強	加藤 一徳	町田 猛	村田 和雄	太原 春雄	池田 千明													
会員選考	中村 英幸	長柄 英男	小山 幸義	岩男 秀彦														
職業分類	坂木 貞剛	松田 忠臣	水流 洋	岩切 豊	海江田 卓													
出席	席 濱崎 一郎	福田 一郎	鉢之原大助	池田 耕治														
親睦	西川 明寛	志岐 峰雄	天本 美信	庵木 英雄	川平建次郎	玉利 賢介	小園 啓一	三角桂一郎	野添 良隆	桜美 義明	坂元 明雄	阿部 哲郎	久保 真介					
ロータリー情報	中園 雅治	若松喜八郎	高山 義則	森 俊英														
会報・雑誌	松田 健一	桐明桂一郎	小田代憲一	山下 皓三														
プログラム	諫訪園 隆	正建二郎	玉川 哲生	田畠 勇														
広報	原 正親	大山 康成	樋渡 良一	中村 一雄														
職業奉仕委員会	徳留 忠敬	有馬 戦男	榎田 浩典	福田 正臣														
ボランティア	板木 泰文	藤川 穀	町田 猛	長柄 英男	松田 忠臣	福田 一郎	志岐 峰雄	若松喜八郎	桐明桂一郎	正建二郎	大山 康成	有馬 戦男	藤川 穀	山田 晴彬	日高 純一	樋渡 悅郎	深尾 兼好	有村 仁志
社会奉仕委員会	須田 正己	山田 晴彬	江夏 洋	小園 正人														
新世代委員会	角園 征治	日高 好久	前田樹一郎	水淵 清治	森永 茂樹													
ローターアクト委員会	大迫 剛	濱田 悅郎	岩元 基	玉利 清美														
インターローターアクト委員会	藤安 秀一	深尾 兼好	池田勝一郎	田中 寛吉														
国際奉仕委員会	川畑 宏二	有村 仁志	古木 圭介	南 徹	鮫島 信一													
ロータリー財団	竹下 洋	福元 純一	高井 敏治	山下 健														
米山記念奨学会	江口 清隆		池口 恵觀	山元 正明														
ロータリー賞推薦委員会	岩田 泰一	徳留 忠敬	須田 正己	川畑 宏二	角園 征治													

第2730地区 地区委員会

※海江田 卓	地区諮問委員会・がバナー指名委員会委員・地区大会計画委員会委員・会員増強委員会
	カウンセラー・百周年記念事業委員会委員・RI年次大会推進委員会委員・恒久基金小委員会委員
※岩元 基	年次寄付小委員会委員
※高山 義則	職業奉仕委員会委員
※森永 茂樹	地区資金委員会
※岩田 泰一	クラブ奉仕委員会委員
※古木 圭介	青少年交換委員会委員長
※天本 美信	広報委員会委員
※大山 康成	インターローターアクト委員会委員
※南 徹	GSE委員会委員
※川畑 宏二	雑誌・インターネット委員会委員

ク ラ ブ 概 況 報 告

(平成15年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年(S38年)3月23日
2. 承認年月日 1963年(S38年)6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年(S38年)11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッティシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名(その内現在会員1名)
8. アデイショナルクラブ名と創立年月日
 1. 加治木RC 1967年(S42年)6月24日
 2. 加世田RC 1972年(S47年)10月18日
 3. 枕崎RC 1972年(S47年)12月4日
 4. 鹿児島城西RC 1986年(S61年)9月16日
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
=1965年(S40年)5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
=1989年(平成元年)4月29日締結
青少年交換事業
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
10. 提唱インターラクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年(S39年)10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年(S46年)6月17日
11. 提唱ロータリアクトクラブ
名称:鹿児島西ロータリアクトクラブ
1976年(S51年)6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ
名称:鹿児島西プロバスクラブ
1998年(H10年)1月23日発会
13. 区域 鹿児島市、垂水市、吉田町および桜島町とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)		
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分		
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室		
17. 歴代ガバナー	22ページ		
18. 歴代分区代理	桜美 四郎(1967) 塘 一郎(1972) 川上鐵太郎(1983) 海江田 卓(2000)	鮫島志芽太(1970) 岡元健一郎(1978) 福田 敏之(1986)	
19. 歴代会長	22ページ		
20. 歴代幹事	23ページ		
21. 現在会員	正会員88名		
22. 平均年齢	61.5才 最高 84才 最低 38才 80代 4名 70代 15名 60代 31名 50代 26名 40代 10名 30代 2名		
23. 出席率	本年度目標 94 %		
24. 入会金	35,000円		
25. 年会金	190,000円		
26. ビジターカード費	1,900円		
27. 会報	毎週週報を発行		
28. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読		
29. クラブ協議会	8回		
30. クラブフォーラム	6回		
31. インフォーマルミーティング	2回		
32. 理事会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時		
33. 委員長会議	年2回		
34. 会長幹事会	市内…6回		

西ロータリークラブの推移

昭和	西暦	ガバナー	会長	
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘一郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壯	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村洋
49~50	1974~75	竹野融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘一郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田馨
56~57	1981~82	大久保一郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田恵一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9~H10	1997~98	岡師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田卓
H11~H12	1999~2000	井ノ上繁	37代	太原春雄
H12~H13	2000~2001	安満良明	38代	山元正明
H13~H14	2001~2002	大淵達郎	39代	竹下威
H14~H15	2002~2003	海江田卓	40代	水流洋
H15~H16	2003~2004	吉松成人	41代	片平可也

(歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18 %
高 德 三 藏	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 渕 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 已	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	91.91
村 田 和 雄	97	57.53	91.54
川 平 建 次 郎	95	59.02	93.92
須 田 正 己	91	60.02	91.03
岩 切 豊	89	60.40	88.00
染 川 周 郎	88	61.50	

S・A・A

S A A : 内村 二郎

副S A A : 小林 勉

副S A A : 竹下 威

基本方針

例会が円滑に進行できるよう努めると共に出席される会員、ビジター、ゲストへの目配りを心がける。

本年度の計画

親睦委員会と協力して、例会での受付や新入会員への対応を温かくスムースに行えるよう留意し、適切な時間の配分による進行にも努める。

また、親睦行事の運営・進行にも同様の姿勢で臨む。

委 員 会 報 告

ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長：岩田 泰一

委 員：加藤 一徳、中村 英幸、坂木 貞剛、濱崎 一郎、西川 明寛

中園 雅治、松田 健一、諏訪園 隆、原 正親

基本方針

ロータリアンの奉仕の心を高めるようにつとめる。具体的には自分を磨くために会合に出席するように促す。クラブにおける均一平等の原則を貫き、お互いに心を通わせ自分の中に他のロータリアンの心を移し植えて、何がしかのものを学んで奉仕の心を養うように努力する。

本年度の計画

1. クラブ奉仕委員会を開き所属委員会9つの意志疎通をはかる。
2. 出席を促す。
3. 会員の増強につとめる。
4. 親睦につとめる。
5. プログラムの充実につとめる。

会員増強委員会

委員長：加藤 一徳 副委員長：町田 猛
委員：村田 和雄、太原 春雄、池田 千明

基本方針

本クラブの円滑な運営、活性化の為に、職種、年齢構成のバランスに配慮し、会員選考委員会、職業分類委員会と連携強化を図りながら1人でも多くの会員増強に努める。

本年度の計画

1. 社会状況を勘案し、引き続き5%程度の増強を目指す。
2. 未充填職業の会員増強に努力する。

会員選考委員会

委員長：中村 英幸 副委員長：長柄 英男
委員：小山 幸義、岩男 秀彦

基本方針

ロータリー活動に理解を示していただける方々に参加を呼び掛けたいと思います。

本年度の計画

1. 会員増強、職業分類委員会との連携を深めて増強をはかる事。
2. 会員全体で退会防止に努めたい。

職業分類委員会

委員長：坂木 貞剛 副委員長：松田 忠臣

委員：水流 洋，岩切 豊，海江田 卓

基本方針

社会構造の変化に対応して変化する地域社会の職業分類の内容を調査し、充填、未充填の分類表を作成し、職業分類上から見た会員構成の改善点を検討し、会員増強の資料とする。

本年度の計画

1. 職業分類表を作成し、充填、未充填部門を明示する。
2. バランスのとれた会員構成を目標として、会員増強、会員選考の各委員会に協力して、未充填職業部門の会員獲得に資する。

出席委員会

委員長：濱崎 一郎 副委員長：福田 一郎

委員：鉢之原大助、池田 耕治

基本方針

例会に楽しく参加、出席することがクラブ会員の条件であると思います。

出席することによって会員相互の理解をより深めて出席向上につとめる。

- ◎ メーキャップの方法
- ◎ “全会員の座右の名”

本年度の計画

1. 出席率が落ちた会員の方へ呼びかけを続けたい。
2. 各委員会の皆さまの協力をいただき、楽しい雰囲気づくりにつとめたい。
3. せっかくですので、時には山形屋さんの男性（女性）向けの商品案内等をやってもらう。（チラシその他）

親睦委員会

委員長：西川 明寛 副委員長：志岐 峰雄

委 員：天本 美信，庵木 英雄，川平建次郎，玉利 賢介，小園 啓一

三角桂次郎，野添 良隆，桜美 義明，坂元 明雄，阿部 哲郎

久保 真介

基本方針

1. 本会の目的である会員相互の親睦をいかにして向上を計るか、それには会員間の集いをいかに楽しくしたら良いのか、ビジター・ゲストの方々の心をとらえる事も含めて、委員の皆さんとの協力を得て、努力したい。
2. 新入会員がすぐに馴染める雰囲気づくりに努めたい。

本年度の計画

1. 三水会（観月会・クリスマス家族会）の行事において、S A A と協力し、その価値を高める。
2. ニコニコBOXの件数を増やし、クラブの活性化を計りたい。
3. ゴルフコンペを活用し、真の親睦の向上への一環としたい。

ロータリー情報委員会

委員長：中園 雅治 副委員長：若松喜八郎

委 員：高山 義則，森 俊英

基本方針

1. 会員特に新入会員に、会員の特典と責務に関する情報を提供し、早期にクラブに慣れ親しめるようになる。
2. 月例学習会の充実を図る。

本年度の計画

1. 新入会員を対象にして、会長、幹事、各委員長出席のもと「新入会員との懇談会」を実施する。
2. 会員特に新入会員を対象にして、毎月第1月曜日午後6時30分～8時30分の間に「月例学習会」を実施する。

会 報 ・ 雜 誌 委 員 会

委員長：松田 健一 副委員長：桐明桂一郎

委 員：小田代憲一，山下 翰三

基 本 方 針

週報の刊行により、クラブ例会の諸活動、プログラムを忠実に反映し、記録する。また、他のロータリアン誌とあわせ、会員相互の情報交換、親睦増強、意識の喚起に資する。

本年度の計画

1. 基本的な掲載事項の継続と継承
2. ロータリー用語（略語）の解説コーナーの新設
3. ロータリアン関連誌等の記事紹介
4. インターネット普及のための啓蒙活動

普 口 グ ラ ム 委 員 会

委員長：諏訪園 隆 副委員長：正 建二郎

委 員：玉川 哲生，田畑 勇

基 本 方 針

会員相互の理解と親睦を図るための会員卓話と時期に即応した話題を提供できる講師卓話を行なうよう努め、例会の充実を目指す。

本年度の計画

1. 新入会員の卓話と先輩会員の卓話をバランスよく計画する。
2. 多くの会員が興味を持つようなゲスト卓話を計画する。
3. なるべく多くの会員に卓話をしてもらう。

広 報 委 員 会

委員長：原 正親 副委員長：大山 康成

委 員：樋渡 良一，中村 一雄

基 本 方 針

地元マスコミ関係者に、クラブの活動状態の認識を深めてもらい、メディアの協力を得ながら地域のロータリーへの理解・共感を得るよう広報していく。

本年度の計画

1. 地元マスコミとの懇親会を開き、週報・ロータリーの友を送付し、ロータリーへの理解・共感を得るよう広報していく。
2. 話題として取り上げてもらえる情報を提供するために、会員各位の協力を呼びかけていく。
3. 桐明前広報委員長より提案の、卓話者として報道関係者に呼びかけを行う。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：徳留 忠敬 副委員長：有馬 戦男

委 員：榎田 浩典，福田 正臣

基 本 方 針

会員が自己の職業に誇りと自覚を持つとともに、他の会員の職業に対する理解と認識を深めることにより、会員並びにクラブが職業を通じて、奉仕を日常活動として実践し、地域社会に貢献する。

本年度の計画

1. 「職業宣言」を例会場に掲示し、その理解と実践に努める。
2. 「四つのテスト」を最終例会時に唱和し、それが会員の行動規範になるよう努める。
3. 「職場訪問」を実施し、他の会員の職業に対する理解と認識を深める。
4. クラブ会員の推薦を受け、優良従業員の表彰を行う。
5. ボランティア委員会と協力して、職業を通じたボランティア活動を参画する。
6. 新世代委員会、インタークト委員会と協力して、「高校生の職業選択フォーラム」に参加する。
7. 「学習会」において職業奉仕の在り方について話し合う。

ボランティア委員会

委員長：板木 泰文 副委員長：藤川 育
委 員：町田 猛，長柄 英男，松田 忠臣，福田 一郎，志岐 峰雄
若松喜八郎，桐明桂一郎，正 建二郎，大山 康成，有馬 戦男
山田 晴彬，日高 好久，濱田 悅郎，深尾 兼好，有村 仁志
福元 紳一，徳留 忠敬

基本方針

「超我の奉仕」というロータリーの理念に基づいて職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会、新世代委員会と緊密に協力しながら奉仕活動をする。

本年度の計画

1. ボランティア奉仕活動についての理解と啓蒙（学習会）を行う。
2. 継続事業として、ゆうかり学園を訪問し、園生と交流をはかりたい。

社会奉仕委員会

委員長：須田 正己 副委員長：山田 晴彬
委 員：江夏 洋，小園 正人

基本方針

厳しい経済情勢の近年、ハード面よりソフト面を重点にした奉仕活動を進め、外面向けの奉仕より内面に向け、特にクラブ内の会員が参加できる活動を重点とする。

本年度の計画

1. 継続プログラムの検討。
2. ロータリー賞への早期取り組み。
3. 社会福祉施設「ゆうかり学園」への訪問内容の再検討
4. 西鹿児島駅前清掃の実施回数と内容の検討
5. インターアクト・ローターアクト・プロバスクラブとの共同計画の実施

新世代委員会

委員長：角園 征治

副委員長：日高 好久

委員：前田樹一郎、水渕 清治、森永 茂樹

基本方針

次代を担う青少年、新世代の健全な成長を願い、自立を促す様々なプログラム（ローターアクト、インタークト、ライラ、新世代会議など）を紹介するとともに上記プログラムの充実のために必要な情報を提供する。

本年度の計画

1. 国が進める教育改革の研究・紹介
2. 新世代会議の推進
3. ローターアクト、インタークト、ライラについての活動支援
4. 高等学校への情報提供及びRCの関係プログラムへの積極的参加要請

ローターアクト委員会

委員長：大迫 剛 副委員長：濱田 悅郎

委員：岩元 基、玉利 清美

基本方針

各イベント事やボランティアの意義を理解し、建設的な組織となる様に指導。

又、ローターアクト会員の増強を計る。

本年度の計画

1. ローターアクト年次大会への参加

2. ローターアクト例会への参加

3. 毎月第一日曜日の西駅前清掃作業への参加

4. バザーへの協力

5. アクト会員とロータリー会員の親睦会

インター アクト 委員会

委員長：藤安 秀一 副委員長：深尾 兼好

委 員：田中 寛吉，池田勝一郎

基 本 方 針

- ※ 鹿児島という地域社会に奉仕し、国際的な友好精神の中でも活動できるよう指導、援助を行う。
- ※ 職業選択フォーラムを通して、すべての職業が社会に奉仕する機会であり、その品位と価値を認識してもらう。

本年度の計画

1. インター アクト年次大会への参加（8月2日、3日）都城にて
2. インター アクトクラブ協議会への参加
3. 職業選択フォーラムの開催（本年度は鶴丸高校にて9月～10月頃）

国際奉仕委員会

委員長：川畠 宏二 副委員長：有村 仁志

委 員：古木 圭介，南 徹，姫島 信一

基 本 方 針

ロータリー活動を通じて国際理解と親善を推進することを基本方針とする。

本年度の計画

1. 地区青少年交換プログラムを支援する。
2. サンタローザ友好協会主催の青少年交換プログラムを支援する。
(同計画はインター アクト委員会と連携して行う)
3. サンタローザ・サンライズロータリークラブとの交流を促進する。
4. G S E プログラムに協力する。
5. 世界理解週間に因んで、会員の理解を深め、情報を提供する。

ロータリー財団委員会

委員長：竹下 洋 副委員長：福元 紳一

委 員：高井 敏治，山下 健

基本方針

ロータリー財団の設立の目的及び活動状況を理解してもらい、財団への認識を更に高めて実際に行動してもらえるように努力する。

本年度の計画

1. ポールハリスフェロー、準フェロー、ベネフィクターの増加に努力する。
2. 前項の目的を達成する為の研究とする。

米山記念奨学会委員会

委員長：江口 清隆

委 員：池口 恵觀，山元 正明

基本方針

1. 米山奨学金制度に関する情報を紹介して、理解を得て、会員からの特別寄付をお願いする。
2. 普通寄付は例年通り実行したい。（会員1人当たり1,500円）

本年度の計画

1. 学習会およびクラブフォーラム等で制度に関する学習、あるいは情報の提供を行う。
2. 会員に特別寄付、特に準米山功労者への寄付をお願いして、将来の米山ファンドフェロー米山功労者の拡大を図る（まず3万円から）。
米山功労法人についても同様の働きかけを行う。

鹿児島西ロータリークラブ定款（注1）

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R.I.：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。：

本クラブの所在地域は、「鹿児島市、垂水市、鹿児島郡吉田町および桜島町」とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること：
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること：あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること：そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること：
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること：
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること：

第5条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間：本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b)会合の変更. 但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の 時間または他の場所に変更することができる。

(b) 取消. また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

(注2) 第2節に関する暫定規定 第6条・第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在、ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

RI定款・第5条・第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならぬ。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) **名誉会員の資格条件。** ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選舉することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) **権利および特典。** 名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RI の職員

本クラブは、RI に雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) **主な活動。** 各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) **是正または修正。** 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかるは是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類

の下で継続することができる。

(注2) 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款・第6条・第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

(a)例会の前後14日間。 本クラブの例会の、定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1)他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2)ロータークト、インタークト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ロータークト、仮インタークト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
- (3)RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て召集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること、または、
- (4)他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または、
- (5)本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること、または、
- (6)本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているマークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のマークアップとして有効とみなされ

る。

(b) 例会時において。 例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
 - (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
 - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
 - (5) メークアップする機会が全く得られないような僻地で、地区、RI またはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
 - (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。
- (c) 転勤による長期の欠席。 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI 役員の欠席

会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以

外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条・第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならぬ。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。 会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格条件。 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条・第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 カ年を越えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。
但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また
- (3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1 カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていかなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2 度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもつて自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結一会費不払

(a) 手続。 所定の期限後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。 理事会はその嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結一欠席

(a) 出席率。 会員は、

- (1) ロータリ一年度の各半期間において、マークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 60 パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリ一年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその 30 パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 8 条・第 2 節もしくは第 3 節に従う場合を除いては、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第 5 節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。 本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第 6 節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。 幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第 15 条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。 仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかつた場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブは RI の定款・細則、RI によって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

-
- 注1. 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。
 - 注2. 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクチブ会員、パスト・サービス会員およびアディショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。
-

- (付則) 1. この定款は、2001年7月1日から実施する。
- (付則) 1. この定款は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。
- (付則) 1. この定款は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。
- (付則) 1. 本クラブ例会は、2002年6月5日 定款第3条(所在区域)の改訂案を採択した。
- (付則) 1. 定款第3条(所在区域)の改訂は、2002年6月18日 RI理事会の承認を受けた。
- (付則) 1. この定款は、2002年7月1日から実施する。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員（会長）は会員に対して、4名の役員エレクト即ち、次年度の会長（次年度の副会長）、次年度の幹事（次年度の副幹事）、次年度の会計、次年度の会場監督と、4名の理事エレクト（次年度の職業奉仕委員長、次年度の社会奉仕委員長、次年度の国際奉仕委員長および次年度の新世代委員長に就任するものとし、役職ごとに候補を指名する）を選出すべく、指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところ（立候補または、理事会の推薦）に従って行うことができる。適法に行われた指名は役職ごとに、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次年度の会長、次年度の幹事、次年度の会計、次年度の会場監督および4名の次年度の理事（次年度の○○奉仕委員長）候補がそれぞれに当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次年度の会長（次年度の副会長・役員・理事・次年度のクラブ奉仕委員長）および次年度の幹事（次年度の副幹事・非役員・理事）は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクト（次年度の副会長・役員・理事）および副幹事（次年度の幹事・非役員・理事）として理事会のメンバーを務め、会長エレクト（次年度の副会長）および副幹事（次年度の幹事）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長および幹事に就任するものとする。

なお、名誉会員は、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

第2節

役員、理事に直前会長および副幹事を加えて理事会を構成するものとする。

（別掲）：鹿児島西ロータリークラブの役員（5名）および理事（11名）は、次の通りである。

役 員：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計および会場監督。

理 事：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計、会場監督、直前会長、副幹事（次年度幹事）と、選挙により選出された理事4名（職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長および新世代委員長）。

（注）：《本クラブ定款》第9条・第4節の規定について、鹿児島西ロータリー・クラブにあっては、役員たる幹事、会計および会場監督を理事とする。また《本細則》第1条・第1節に規定するように、副幹事（次年度の幹事・非役員）を理事とする。

第3節

理事会（11名）またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーの決定によつて補填すべきものとする。

第4節

役員エレクト（4名）または理事エレクト（4名）の地位に生じた欠員は、残りの被選理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。《本細則》第1条・第2節に規定された通り、会長と、《本細則》第1条・第1節に基づいて選挙された4名の理事、4名の役員、加えて直前会長および副幹事の11名が理事会の構成メンバーである。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト(副会长・クラブ奉仕委員長)

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。会長エレクトは副会长およびクラブ奉仕委員長を兼ね、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって副会长の任務とする、

第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。

第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行うにある。会計はその職を去るに当たって、その保有するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第5節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付隨する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または《本クラブ定款》第8条・第2節・(b)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは《本クラブ定款》第8条・第1節・別段の規定によるものでなければならない。

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

定期理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。

第2節 会費

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

第3節 入会金・会費の、会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と、年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

第4節 入会金・会費の、会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分から後の残存月額分を返還するものとする。入会金は返還しない。(1000円未満は切り捨て)

第5節 名誉会員への対応

理事会により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節 委員会総則

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

 クラブ奉仕委員会

 職業奉仕委員会

 社会奉仕委員会

 国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長はその必要ありと認めた場合、新世代育成に関する奉仕活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を

委員として構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会

会員選考委員会

職業分類委員会

出席委員会

親睦委員会

ロータリー情報委員会

会報・雑誌委員会

プログラム委員会

広報委員会

- (d) 会長は、会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

- (g) 会報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ週報の編集・刊行を行うこととし、地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、職業奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

ロータリーボランティア委員会

- (d) ロータリーボランティア委員会委員は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長によって構成されるものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ

ものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。国際ロータリーの推奨する人間尊重委員会、地域発展委員会、環境保全委員会、協同奉仕委員会は、当面設置しない。

新世代委員会

- (d) 会長は理事会の承認を受け、新世代奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

ローターアクト委員会

インタークト委員会

- (e) ロータリー賞は、鹿児島西ロータリークラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。会長は、クラブ奉仕委員長を委員長とし、社会奉仕委員長を副委員長とし、職業奉仕委員長及び国際奉仕委員長を委員とする次の委員会を設置し、広く一般市民の中から該当者を選定する任務をもつものとする。

ロータリー賞推薦委員会

- (f) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 会長は理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

ロータリー財団委員会

- (c) 米山記念奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。ロータリー米山記念奨学生の世話と財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励という任務をもつものとする。

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事

会に報告するものとする。

- (a) 会員増強委員会。 この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (b) 会員選考委員会。 この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (c) 職業分類委員会。 この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも 8 月 31 日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (d) 出席委員会。 この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (e) 親睦委員会。 この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブ的一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (f) ロータリー情報委員会。 この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の 1 年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会。 この委員会は、国際ロータリーの推奨するクラブ会報委員会と、雑誌委員会の任務を兼務するものとする。この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。またこの委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用するなどを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース

資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (h) プログラム委員会。 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。 この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリーボランティア委員会。 この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超我の精神」の実践、即ちロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務（「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」及び「協同奉仕」等に关心を寄せて）を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとし、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) 新世代委員会。 この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもつて設置された委員会である。国際ロータリーによれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多用なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。」とある。この委員会は、新世代奉仕活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。

- (b) ロータークト委員会。 国際ロータリーによれば、「ロータークト・クラブの目的は、青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズを取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間によりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにあ

る」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。

- (c) インターアクト委員会。 国際ロータリーによれば、「インターフェス・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターフェス・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年齢 14 才から 18 才までの若い人である。」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターフェス・クラブ」と「鹿児島高校インターフェス・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。
- (d) ロータリー賞推薦委員会。 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。この委員会は、ひろく一般市民の中から、該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつものである。

第4節 國際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、國際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの國際奉仕活動に責任をもち、國際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリー財団委員会。 国際ロータリーによれば、「ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的な関係を助長することである。ロータリー財団の使命は、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。」とある。この委員会は、全ロータリアンにロータリー財団の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (b) 米山記念奨学会委員会。 (財) ロータリー米山記念奨学会によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持に貢献することを目的とする。」とある。この委員会は、全ロータリアンに(財) ロータリー米山記念奨学会の活動に関して周知させるとともに、米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会の出席を免除される。

(注):このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ

の例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、『本クラブ定款』第8条・第2節・(b)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。

第10条 財務

第1節 資金の預金

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は役員3名(会長、幹事と会計)の署名・捺印する伝票に基づき、会計の署名・捺印する小切手または銀行振込みもしくは現金をもって支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 資金の安全管理と保証

理事会が必要と認めた場合には、資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの所管する資金の安全保管のために、理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注):半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節 予算書の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第11条 会員選挙の方法

第1節 会員候補の、推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 会員候補の、資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしている

ことを確認するものとする。

第3節 会員候補への、入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は、その決定事項を推薦者に通知しなければならない。

第4節 入会予定者への、入会前の応対

理事会の決定が肯定的であった場合、幹事または推薦者は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補の、入会の確定

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、理事会が入会を承認した場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

このような選挙後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条 決議

事の如何を問わず、本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されなければならない。もしかかる決議または提案案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

(a) 退会の承認。 退会を希望する者は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

(b) 名誉会員の選定と身分存続期間の決定。 理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けたうえで、《本クラブ定款》第6条・第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第13条 議事の順序

開会宣言

- 会長の挨拶
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
幹事および委員会からの報告(もしあれば)
審議未終議事の審議(もしあれば)
新規議事の審議(もしあれば)
スピーチその他のプログラム
閉会

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

- (付則) 1. この細則は、2001年7月1日から実施する。
(付則) 1. この細則は、2002年5月1日 R I 日本事務局の確認を受けた。
(付則) 1. この細則は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。
(付則) 1. この細則は、2002年7月1日から実施する。

鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から 1 カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから￥5,000 相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養 1 カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから￥10,000 相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ￥10,000 と 20,000 相当のお花、死亡広告（ただし、ご遺族の了解を得た場合）

2. 夫 人 ￥10,000

3. 父母又は子女 ￥ 5,000

前 1. 2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年 7 月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和 52 年 1 月 8 日より実施する。

平成 7 年 7 月 5 日改正

平成 15 年 7 月 9 日改正

鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

(基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

(奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターラクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

(奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

(奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターラクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

(その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

(附 則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

本要綱は平成 年 月 日より改正実施する。

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2003年7月



鹿児島西ロータリークラブ

充填及び未充填職業分類表

2003年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業	31	園芸
2	農芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷暖房業	33	施設及び病院
4	畜産業	34	保険
5	団体	35	鉄鋼業
6	自動車工業	36	宝石・貴金属
7	酒精飲料	37	洗濯及び装
8	清涼飲料	38	法
9	放送	39	皮革工
10	建築材	40	機械及び装
11	ビジネスサービス	41	動物性食
12	化学生工業	42	医療器具及び機
13	被服工業	43	医薬品
14	通信事業	44	薬剤
15	菓子	45	金属工
16	建設業	46	鉱油工
17	綿業	47	楽器用
18	衣料及び雑貨	48	事務用
19	教育	49	光学製
20	電気及び電子工業	50	塗料及び装
21	金融	51	紙工
22	芸術	52	写真
23	消防及び防火	53	物理療
24	漁業	54	印刷及び出
25	食品工業	55	宣傳
26	植物性食品	56	不動産
27	家具及び備品	57	リクリエーション
28	ガス工業	58	冷凍
29	ガラス工業	59	宗教
30	金属物	60	ゴム工

番号	関連分類	番号	関連分類
61	船舶及び航海用具	66	車輛工業
62	絹業	67	上下水道及び灌漑
63	石材工業	68	木材工業
64	倉庫	69	羊毛工業
65	運輸	70	サビス業

関連分類 70種(内充填36、未充填34種)

分類 159種(内充填84種、未充填74種)

会員総数 88名

内訳 正会員 88名

〈名誉会員〉 4名

会員名	元職業分類	勤務先
鯫島志芽太	単科大学	鹿児島国際大学
福田敏之	民間放送	(株)南日本放送
池田廣	放射線科医	池田放射線科診療所
平岡禎吉	社会教育	

職業分類表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	農機具工業					
2	農芸					
3	冷暖房	冷暖房配布 空調機	玉利賢介	(有)南日本化学洗浄		
4	畜産業					
5	団体	社会教育				
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売	佐伯壽郎 水渕清治	水渕産業(株)		
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布	町田猛 江夏洋	(株)垂水生コン (株)ニットク		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	中村一雄 徳留忠敬 森永茂樹	中村公認会計士事務所 徳留(忠)岩元会計事務所 森永労務管理事務所		
12	化学工業	家庭薬配布	村田和雄	(株)ムラタ薬品		
13	被服工業					
14	通信事業	電話事業 通信事業 情報サービス	志岐峰雄 江口清隆	NTT-ネオメイト南九州 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造	岩田泰一	(名)明石屋菓子店		
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計 建築リース 港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業 管工事 総合建築	須田正己 濱崎一郎 諏訪園 隆	(株)須田建設工業 中央仮設(株) 坂本建設(株) 太陽熱温水器(株) (株)城山 旭工業(株) (株)内村建設		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
17	綿業	綿製品配布	岩元基	(株)カクイックス		
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布	小林勉 榎田浩典 桜美義明	(株)山形屋 (有)エノキダ洋服店 (株)桜物産		
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木材工学 古武道	南徹 海江田卓 松田健一 庵木英雄	ID外語学院 放送作家	角園征治	鹿児島高校
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受 証券業 相互銀行 証券取引業 普通銀行	阿部哲郎 森俊英	鹿児島銀行武町支店 (株)南日本銀行		
22	芸術					
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麴製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品	高井敏治 山元正明 藤安秀一 中園雅治 田畠勇	河内源一郎商店(株) 藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケービー食品(株)		
26	植物性食品	青果配布	大山康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布	田中寛吉	学校法人共立学舎 共立幼稚園		
29	ガラス工業	ガラス配布	小園正人 福田一郎	(株)小園硝子商会 福田ガラス工業(株)	小園啓一	(株)小園硝子商会
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒房	小山幸義 正建二郎 池田千明	(株)鶴鳴館 (有)正商店 味のすばら屋		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 身障者施設 老人保健施設	福田正臣 水流洋 樋渡良一	清風病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 土橋病院		
34	保険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険				
35	鉄鋼業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ	山下健	(株)鹿児島ドライ		
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元紳一 竹下威	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮革工業					
40	機械及び装置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造	玉川哲生	セイカ食品(株)		
42	医療器具及び機械	医療機械配布				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
43	医 師	胃腸科医 内科医 矯正歯科 歯科医 口腔外科医 小児歯科医 皮膚泌尿器科医 耳鼻咽喉科医 産婦人科医 整形外科医 放射線科医 外科医 循環器科医 医療法人 眼科医 小児科医	小田代憲一 高山義則 太原春雄 山下皓三 野添良隆 濱田悦郎 片平可也 川平建次郎 池田耕治 坂元明雄 長柄英男 鉢之原大助 有村仁志 鮫島信一	小田代病院 高山内科医院 紫原たはら病院 山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック 片平皮膚泌尿器科 医療法人建星会川平クリニック 池田放射線診療所 岩尾病院 植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院		
44	薬剤師	調剤薬局	池田勝一郎	平和薬局		
45	金属工業	金属工業				
46	鉱油工業	製油配布	三角桂次郎	(株)ミスミ		
47	楽器用品					
48	事務用品	事務用品配布 事務機	板木泰文	鹿児島メディア(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印 刷 新 聞 発 行 報 道 学校図書出版販売 データプリントサービス	坂木貞剛 天本美信 加藤一徳 前田樹一郎	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社 育英社(株)		
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造 イベント設営	深尾兼好 原正親	(株)シイツウ (株)舞研		
56	不動産	不動産鑑定				
57	観光事業		古木圭介	グローバル ユース ビューロー		
58	冷凍					
59	宗教	仏教 神道	池口恵觀 岩切豊	最福寺 松原神社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業	墓石販売	玉利清美	(株)アルテックス		
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸 陸上運輸	岩男秀彦 西川明寛 大迫剛	マリックスライン(株) (株)西川海陸輸送 (株)大迫運輸		
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム ビルディング管理 ビル清掃	若松喜八郎 日高好久 藤川毅	(株)セキュリティサービス (株)タイムリー (株)芙蓉商事		

会員名簿

2003年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	鮫島志芽太	名誉会員	鹿児島国際大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700
	福田敏之	名誉会員	株南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586
	池田廣	名誉会員	池田放射線科診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
	平岡禎吉	名誉会員	-						890-0045	武三丁目24-16	254-1909
A	有馬戦勇	建設設備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	281-7006
	天本美信	印刷	アジア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	庵木英雄	古武道	琢磨会鹿児島県支部 大東流合気柔術	支部長					891-0114	小松原2-41-3-313	269-5055
	有村仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
	阿部哲郎	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町11-1	256-1121	250-0561	892-0802	清水町29-36-701	247-2925
E	榎田浩典	衣料配布	角エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
	江口清隆	通信事業	アイ電子工業(株)	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
F	福田 正臣	公立病院	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0838	新屋敷町2-12 コンフォート鹿児島404室	223-2092
	福田 一郎	ガラス配布	福田ガラス工業(株)	代表取締役社長	892-0873	下田町823-1	243-8518	243-8555	892-0873	同左	243-8518
	深尾 兼好	イベント企画	(株)シイツウ	代表取締役社長	892-0847	西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
	藤安 秀一	醸造	藤安醸造(株)	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
	藤川 肇	ビル清掃	(株)芙蓉商事	取締役	892-0823	住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0051	高麗町26-4-503	254-4126
	福元 紳一	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0828	金生町7-8-7F	225-0100	225-6636	890-0003	伊敷町7040-2 伊敷ニュータウン54街区2号	220-8600
H	樋渡 良一	老人保健施設	土橋病院	院長	890-0046	西田一丁目16-1	257-5711	285-0327	890-0046	西田一丁目11-1 カーサ土橋201	253-8422
	鉢之原 大助	医療法人	医療法人卓翔会	理事長	895-1203	薩摩郡樋脇町市比野 3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0003	伊敷町7040-3 伊敷ニュータウン54街区3号	228-6883
	日高 好久	ビルディング管	(株)タイムリー	代表取締役社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鶴池新町29-4-23	257-3747
	濱田 悅郎	小児歯科	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷町7208-21	229-8088
	濱崎 一郎	建築リース	中央仮設(株)	代表取締役会長	890-0003	伊敷町6713-3	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
	原正親	イベント設営	(株)舞研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0143	和田町924-24	262-1124
I	岩元 基	綿製品配布	(株)カクイックス	代表取締役社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池口 恵觀	仏教	最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-4755 253-2155	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩勇秀彦	海上運輸	マリックスライン(株)	代表取締役社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	岩田 泰一	和菓子製造	谷明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	板木 泰文	事務機	鹿児島メディア㈱	代表取締役社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田 勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	岩切 豊	神道	宗教法人 松原神社	宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
	池田 千明	酒房	味のすばらや	店主	890-0045	武1-23-26	253-7589	256-1061	890-0045	同左	253-7589
	池田 耕治	放射線科医	医療法人 向仁会 放射線科、内科池田診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0051	高麗町26-4 アベニュー高麗303	252-6022
K	小山 幸義	ホテル・洋式	鶴鳴館	代表取締役社長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園 正人	ガラス配布	小園硝子商会	代表取締役会長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	古木 圭介	観光事業	グローバルユースビューロー	専務取締役	892-0844	山之口町12-11	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	江夏 洋	産業機械配布	ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西3-3-25	257-5018
	海江田 草	高等学校		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平 建次郎	放射線科医	医療法人 建星会 川平クリニックス	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	片平 可也	皮膚泌尿器科医	片平皮膚泌尿器科	理事長	890-0063	鴨池一丁目10-6	253-7069	285-1918	890-0063	鴨池一丁目6-25	257-6206
	加藤 一徳	新聞発行	南日本新聞社	常務取締役	890-8603	与次郎1-9-23	813-5015	813-5016	892-0871	吉野町3216-58	244-6061
	桐明 桂一郎	民間放送	鹿児島放送(KKB)	代表取締役社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
	川畑 宏二	管工事	旭工業(㈱)	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0052	上之園町24-23-201	255-3462
	小園 啓一	ガラス配布	小園硝子商会	代表取締役社長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	890-0055	上荒田町23-13	253-0005

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅URL
K	小林 勉	百貨店	山形屋	常務取締役	892-0828	金生町3-1	227-7202	227-7207	890-0031	武岡4丁目33-14	282-2450
	久保眞介	商事会社	鹿児島南映商事	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154
M	三角桂次郎	精油配布	ミスミ	代表取締役会長	891-0123	卸本町7-20	260-2200	260-2305	890-0075	宇宿四丁目15-3	275-1248
	水渕清治	自動車部品製造	水渕産業	代表取締役	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	村田和雄	家庭薬配布	ムラタ薬品	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864	244-4899
	森永茂樹	社会保険労務士	森永労務管理事務所	所長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	前田樹一郎	学校図書出版販売	育英社	代表取締役社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	松田忠臣	ガン保険	九州保険サービス	代表取締役社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	正建二郎	ホテル	ホテルメイト	代表取締役社長	892-0826	吳服町5-17	226-6100	227-1372	890-0053	中央町16-3	256-0101
	松田健一	木材工学	鹿児島大学教育学部	名誉教授					891-0144	下福元町5954-2	261-1389
	南徹	外国語教育	ID外語学院	学院長	892-0848	平之町9-33	224-3451	224-3308	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
	森俊英	普通銀行	南日本銀行本店	専務取締役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0051	高麗町7-18-902	239-3760
	町田猛	コンクリート配布	垂水生コン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	0994-32-0823	0994-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	0994-32-0014
	中村一雄	公認会計士	中村公認会計士事務所	所長	892-0853	城山町4-11	224-3562	224-7030	890-0013	城山一丁目26-14	222-3909
N	野添良隆	口腔外科医	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
N	長柄英男	循環器科	植村病院	院長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中村英幸	商店建築業	(株)城山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中園雅治	漬物製造	(株)中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
	西川明寛	海上運輸	(株)西川海陸輸送	代表取締役社長	891-0122	南栄5丁目10-9	260-2101	269-9455	891-0133	平川町2454-6	262-2400
O	小田代憲一	胃腸科	医療法人恵徳会小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
	大山康成	青果配布	鹿児島青果(株)	常務取締役	891-0115	東開町11-1	267-3111	269-5218	892-0806	池之上町3-23-102	247-6005
	大迫剛	陸上運輸	(株)大迫運輸	専務取締役	890-0022	小野町5528-3	283-6383	283-6601	890-0032	西陵2-1-20	282-4705
S	佐伯壽郎	自動車修理							890-0044	常盤町929	258-3423
	須田正己	コンクリート築	(株)須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	同左	256-2247
	坂元明雄	外科医	医療法人あおぞら会岩尾病院	理事長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228
	染川周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
	坂木貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諫訪園隆	建 築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	桜美義明	雑貨配布	(株)桜物産	専務取締役	890-0053	中央町20-4	226-5320		890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	鮫島信一	小児科医	医療法人・育成会鮫島小児科医院	理事長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
S	角園 征治	高等学校	鹿児島高等学校	校長	890-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	258-0080	891-1274	緑ヶ丘町37-3	243-6824
	志岐 峰雄	電話事業	株エヌ.ティティネオメイ ト 南九州	代表取締役社長	892-0833	松原町4-26	227-9600	227-9401	890-0023	永吉2丁目4-14-302	251-0074
T	高井 敏治	砂糖配布	株 タカイ	相談役					892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	太原 春雄	内科医	紫原たはら病院	院長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉川 哲生	アイスクリーム製造	セイカ食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	282-6610	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	水流 洋	身障者施設	社会福祉法人ゆうかり ゆうかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	田中 寛吉	液化圧縮ガス配布	学校法人共立幼稚園	理事長	892-0804	春田町6-25	247-1304	247-1393	890-0011	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹下 威	公証人	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	高山 義則	内科医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3275	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
	竹下 洋	水産物配布	株 竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	玉利 賢介	空調機	株 ナンセン	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-2160
	徳留 忠敬	税理士	徳留(忠)岩元会計事務所	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
	田畠 勇	食品製造	ケービー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
	玉利 清美	墓石販売	株 アルテックス	会長	892-0837	甲突町21-35	222-1266	222-1267	890-0054	荒田1-16-15-302	250-2341
U	内村 三郎	総合建築	内村建設(株)	代表取締役副社長	892-0818	上本町2-12	222-0116	223-1478	892-0852	下竜尾町2-2	227-2221

